第六章に次の一節を加える。

第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例）

第二百八十条の十四　第百五十五条の三の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「内部格付手法採用最終指定親会社、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係る信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第二条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（適用日前における金融庁長官の承認に係る経過措置）

第九条　新告示第八条第十二項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

附　則

この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、第一条中最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件第十四条第一項第二号の改正規定、第四十二条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに第百二十八条第三号、第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項の改正規定並びに第二条中最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件附則に一条を加える改正規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

○金融庁／財務省／経済産業省告示第一号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁／財務省／経済産業省告示第二号）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁／財務省／経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十六条―第三百三条）」を「第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例（第二百八十五条の十四）
第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十六条―第三百三条）」に改める。

第一条第八号ロ中「又は基本的項目」を削る。

第五条第二項第一号ト中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第八条第一項第一号中「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む」を「金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第百三十六条第二項第三号イにおいて同じ」に、「をいい、当該特定連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする」を「に相当する額をいう」に改め、同号イ中「（当該特定連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同項第二号中「をいい、当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする」を「に相当する額をいう」に改め、同号イ中「（当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同項第三号中「をいい、当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする」を「に相当する額をいう」に改め、同号イ中「（当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同条第六項第一号中「（普通株式（」を「（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（」に、「該当」を「相当」に改め、「（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）」を削り、「その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に相当するものをいう」を「その他Tier 1資本調達手段に相当するもの又はTier 2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第七項中「該当」を「相当」に改め、同条第八項第一号中「又はこれに準ずる外国の者」を削り、「該当するもの」を「相当するもの」に改め、同項第二号中「該当」を「相当」に改め、同条第九項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十項第一号中「該当」を「相当」に、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同項第二号中「無形固定資産」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十三項中「第十項第三号」を「第十項各号」に改める。

第十条第二項第一号へ中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改め、同項第二号及び第三号中「イからトまで」を削る。

第二十条第三項第一号中「（普通株式（」を「（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（」に、「該当」を「相当」に改め、「（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第三条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）」を削り、「その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段をいう」を「その他Tier 1資本調達手段に相当するもの又はTier 2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第四項及び第五項中「該当」を「相当」に改め、同条第六項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第五項中「該当」を「相当」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第四項及び第五項中「該当」を「相当」に改め、同条第六項第一号中